

沖縄国際大学FD支援プログラム 2014 年度公募プロジェクト
社会文化学科新カリキュラムをモデルとした
ナンバリング制度導入可能性の検討
報告書

申請者 藤波 潔（総合文化学部准教授）

I 申請時の計画

1. 活動目的

中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」では、学生の学修時間の実質的な増加との関連で、「当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である」と指摘されている。

2014 年度から始まる社会文化学科の新カリキュラムは、教育課程の体系化を意識して策定したが、このカリキュラムの意図を学生に徹底するための手立ては不十分である。そこで、新カリキュラムをモデルとしたナンバリング制度導入の可能性を研究し、学内のパイロット・ケースとしての役割を果たしたいと考える。

2. 活動計画・方法

【第1段階（4～7月）】

- ・ナンバリング制度に関する高等教育研究の把握
- ・ナンバリング制度を導入している他大学の情報収集

【第2段階（8～9月）】

- ・ナンバリング制度を導入している他大学関係者に対する聴き取り調査

【第3段階（10～2月）】

- ・聞き取り調査についてのまとめ
- ・学科内での議論の展開と集約

※ Q-Links 主催の Q-Conference 等での公表を予定している。

3. 予想される効果

- (1) 社会文化学科の学生に対して、学科教育課程の意図と体系を理解する方法を確立することで、学科学生の学修の質の向上を図ることが可能となる。
- (2) 『履修ガイド』の記載内容を再検討する材料を提供することが可能となる。
- (3) 学外の知見や経験を調査した上で学科での議論を重ねることで、本学や学科の実情に応じた制度を開発し、他学科への参考に供することが可能となる。
- (4) Q-Conference 等での発表を通じて、学外からの多様な意見を集め、制度の質を高めると同時に、本学の FD 活動について学外へアピールすることが可能となる。

4. 経費 省略

Ⅱ ナンバリング制度に関する政策動向

1. 中教審答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 01 月 28 日「将来像答申」）

21 世紀における日本の高等教育政策の出発点となった「将来像答申」において、国際化が進展する時代における単位や学位授与の国際的流動性を想定して、以下のような指摘がなされている。

「国境を越えて展開される大学教育の提供による学位授与の機会を拡大するに当たっては、我が国の学位の国際的通用性の確保に十分留意することが必要である。また、我が国を含めた各国の大学制度、各大学の適格認定を含めた評価、教育内容及び学位の通用性等について学習者が判断することのできるように、国際的な大学の質の保証に関する情報ネットワークを構築することが急務である。我が国は、こうした国際的な協議に積極的に参加・貢献すべきである。」（下線は筆者、第 2 章 新時代における高等教育の全体像 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化）

すなわち、国境を超えて学生が流動する時代においては、各大学の提供する個別科目の教育内容や個別科目で修得可能な知識・技能・能力、あるいは各大学が付与する学位について、国内のみならず、国外に対しても説明可能は状況を構築する必要があるとの指摘である。

このことは、各大学の提供する教育内容が、教員の独善的な内容となるのではなく、汎用性をもったカリキュラムの中に位置づけられたものとなっていなければならないことを意味しており、その意味で、国際比較に十分に耐えうる教育を提供する必要性を示唆している。結果として、各大学が提供している教育内容の継続的な検証は不可欠となり、そのことが「学士課程教育の質向上」の必要性につながるのである。

「将来像答申」においても、「大学（学士課程段階）への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的学生のみなならず社会人学生や外国人留学生が増加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている」（下線は筆者、第 3 章 新時代における高等教育機関の在り方 1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方）と指摘され、「誰もがアクセスしやすい高等教育システム」を構築する手段の一に、ナンバリング制度が位置づけられるのである。

2. 教育振興基本計画（第 1 期、平成 20 年 7 月 1 日）

2006 年 12 月に公布された教育基本法第 17 条第 1 項に基づき、2008 年 7 月に第 1 期教育振興基本計画が策定された。同計画においては、国が総合的かつ計画的に取り組むべき 4 つの基本的方向が示されているが、その 3 番目は「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」と題されて、次のよう規定されている。

「今後の「知識基盤社会」において、「知」の創造と継承・発展を担う高等教育には、個人の人格形成や、生涯にわたる学習活動の場としても、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の上でも、重要な役割が求められる。また、環境問題をはじめとする地球規模での課題への対応においても、人材育成をはじめとした役割が期待される。

このような中で、高等教育に対する様々な需要に的確に対応するためには、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が、各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、競争的環境の中で相互に切磋琢磨しながら、個々の学校の個性・特色を発揮していくことが必要である。特に、改正教育基本法においては、第7条に新たに大学に関する規定が設けられ、その基本的な役割として、教育と研究とを両輪とする従来の考え方が改めて確認されるとともに、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが明確にされたことを十分に踏まえる必要がある。

今後、各大学等においては、それぞれが自律的に選択した教育理念に基づき、自らの個性・特色を明確化した上で、国内外の大学等や産業界、初等中等教育段階の学校等との連携も深めつつ、教育活動の質を保証し、また、不断に高め、豊かな教養と人間性、専門性を兼ね備え、地域から国際舞台まで幅広い分野においてそれぞれの立場で活躍できる人間を育成し、社会の期待に応えることが求められる。あわせて、国際競争力ある教育研究拠点として「知」の創造・継承・発展を担うことが期待される。

国は、各大学等における自主的な取組を促すため、評価制度の充実など必要な制度改革や各種の情報の提供等に取り組む必要がある。また、この5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる。」(下線は筆者)

こうした基本的方向を追求することで実現を目指す目標としては、「学士課程の学習成果として共通に求められる能力を養う。こうした観点から、その内容等の明確化や厳格な成績評価の導入等大学教育の質を確保するための枠組みを構築し、各大学等における組織的な取組を推進する」ことが例示されている。

加えて、こうした目標を実現する具体的な施策として、「社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」ことが掲げられ、

- ◇ 各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、卒業認定も含めた厳格な成績評価システムを導入すること
- ◇ 学生が教育分野にかかわらず共通に身に付ける学習成果について、国際的通用性の確保にも留意しつつ、明確化に取り組むこと
- ◇ 分野別の教育の質の向上・保証を行うため、学習成果や到達目標の設定などの取組を促すこと

等の具体的な施策が明示されている。

また、とくに重点的に取り組むべき事項として、「社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の実現」が提示され、「学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進める」ことを目指して、国が支援したり、必要な方策を検討したりすることが明記された。

3. 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日「学士課程答申」)

高等教育改革における「大学教育の質の保証」の流れは、「学士課程答申」において、いっそう明白なものとなった。「学士課程答申」では、急速な国際化の中での日本の大学が授与する学位としての学士の国際通用性、また、大学入学者の量的拡大や多様化を背景とし

た日本の大学教育の質の低下に非常に強い危機感を示し、「質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、今後、その淘汰を避けることはできない」とまで指摘している。

こうした基本認識のもと、大学教育の質の向上にとって重要な概念として、「学士課程答申」では、「学位授与プログラム中心主義」が掲げられ、大学教育の体系化が強調された。例えば、「学士課程教育における方針の明確化」という章が設定され、その1つに「教育課程の体系化」が掲げられている。「学士課程答申」は、大学教育が抱える現状と課題の中で、次の点を指摘している。

- 教育課程について、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない。
- 学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である。
- 個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。
- 多様な科目から場当たり的な選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。
- 学士課程の学生の約半数を占める人文・社会系の学科での教育課程の体系化・構造化に向けた取組が十分でないという。

以上をまとめれば、開設科目については「人に科目が付く」状況であり、科目間の関連性も薄く、個別科目においても、何をどこまで学ぶもので、カリキュラムの中でどのように位置づけられるのかが不明確であり、結果として、学生はとりたい／とれる科目をアラカルト的に履修している状況にあるとの指摘である。

こうした現状に対し、「学士課程答申」では、「学位授与の方針等の確立と同時に、教育課程の体系的な編成が重要である」ことが明記され、「開設科目の種類と内容が多様でも、（中略）学生の体系的な履修が可能となっていることが肝要である」との改革の方向性を提示している。

この上で、大学に期待される取り組みとして、

- 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。
- 専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。

といったことが例示されており、カリキュラムの体系化における「科目コード」制度導入の検討が指摘されている。

4. 教育振興基本計画（第2期、平成25年6月14日）

第2期の教育振興基本計画では、4つの基本的方向性が提示され、そのなかの1つに「社会を生き抜く力の養成」が掲げられた。この方向性を実現するために、主として高等教育段階で取り組むべき事項には「課題探求能力の修得」が挙げられ、そのためには学生の主体的な学びの確立が必要であるとされた。

この実現のためには、各大学における学生の学修時間の把握や学修時間の実質的な増加とともに、「全学的な教学システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など）」が挙げられている。

以上のことから、本計画においても教育課程の体系化が強調され、各大学に対して、そのための条件と体制の整備が求められている。

5. 小括

以上の政策動向から明らかなことは、現在の高等教育政策の方向性は、大学教育の質の向上に実現にあるということである。大学教育の質の向上は1つの手法で実現できるものではなく、さまざまな方法を組み合わせる必要があるのはいうまでもないが、学生が4年間の学士課程教育を修得した結果、何らかの明確な学修成果を獲得するためには、体系的なカリキュラムが不可欠であると同時に、教職員も学生も、個別科目間の関連性を理解することが重要である。

そこで、必要なツールとなるのが、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー、そして科目ナンバリング制度である。科目ナンバリング制度を構築する過程で教職員間で交わされる議論は、カリキュラムの体系化や個別化木の内容設定に関する共通認識を醸成することに大きく役立つ。また、作成された科目ナンバリング表を履修指導に活用することで、学生の体系的、順次的な科目履修を促進することにもつながるだろう。

だからこそ、個別大学は科目ナンバリング制度の導入を検討する必要があり、それは本学においても例外ではないのである。

Ⅲ ナンバリング制度先行導入大学等に対する聴き取り調査

1. 関西地区調査（2014年8月24～26日）

（1）大阪大学

① 日 時 2014年8月25日（月）10時～12時

② 対応者 川嶋太津夫氏（大阪大学未来戦略機構戦略企画室教授）

③ 概 要

- ・科目ナンバリング制度導入の必要性は、カリキュラムの体系化と可視化にあり、カリキュラム・マップと同列の位置づけとなるだろう。「質的転換答申」等の動向を踏まえると、科目ナンバリング制度は認証評価における優先度が高く、チェック項目化される可能性が高い。
- ・単位の流動化を前提としたときに、科目ナンバリング制度に基づく他大学との単位互換性の確立は必要となるだろうが将来の課題であり、まずは個別大学内での科目ナンバリングの付与を早急に実施すべきである。
- ・本来は個別科目に付与される番号で学年指定や、先行履修条件を確定することができる。（例、300番台の科目は2年生の履修ができない、1桁の数字の小さい科目を修得済みでないと、大きい科目を履修できない、等）
- ・文系学部における旧来の特殊講義科目の体系化（＝番号の付与）が大きな課題だ

ろう。

(2) 京都橘大学

先方の都合により、直前でキャンセルとなる。

(3) 京都産業大学

① 日 時 2014 年 8 月 26 日 (月) 10 時～12 時

② 対応者 岡田 光博氏 (京都産業大学教学センター課長)

迫 宏明氏 (京都産業大学教学センター課長補佐)

山内 尚子氏 (京都産業大学学長室教育支援研究開発センター課長補佐)

③ 概 要

- ・科目ナンバリング制度の導入は、補助金評価項目への導入が大きなきっかけとなった。事務部署において原案を作成し、各学部での修正を経て、半年程度で制度化。
- ・科目ナンバリング制度導入の目的は、学生に対する履修指導の実質化にあった。教員が学生と向き合いながら、科目コード表を参照しつつ、履修指導するような状況を生みだしたいと考えている。
- ・100 の位の数字は当該科目の難易度を示しており、これが概ね配当学年と対応しているが、完全な意味での学年配当や先修条件を示しているわけではない。また、学部間の同番号科目の難易度のチューニングも実施していない。
- ・科目ナンバリング制度の導入が短期間だったために、教職員・学生ともに認知が大きな課題である。

2. 関東地区調査 (2014 年 8 月 28～29 日)

(1) 麗澤大学

① 日 時 2014 年 8 月 28 日 (木) 13 時～14 時

② 対応者 小野 宏哉氏 (麗澤大学副学長・理事)

鷲津 泰邦氏 (麗澤大学学務部教務グループ課長)

③ 概 要

- ・2007 年度に科目コード制度を導入した。この時には、学部番号付与を任せましたが、開講科目数を減少させる効果があった。ただし、番号を付与することを優先したために、複数年次対象科目については、その番号を教員の判断に委ねており、カリキュラムの体系化にはつながらなかった。
- ・2012 年度に大学上層部で検討し、各種会議体を経て、2014 年度から科目ナンバリング制度として導入。
- ・メリットとしては、ダブル・ディグリー制度導入の代表されるような、学外との提携が容易になった。課題としては、海外志向ではない学生への波及効果が高まらない。

(2) 国際基督教大学

① 日 時 2014 年 8 月 28 日 (木) 16 時～17 時 30 分

② 対応者 小路 昌明氏 (国際基督教大学教務部長)

大枝 さやか氏 (国際基督教大学アカデミックプランニング・センター)

③ 概 要

- ・ 最初のアルファベット 3 文字で共通科目、メジャー別授業科目、大学院科目を区別し、それに続く 3 桁の数字で科目のレベルを表示する。(例、100 番台基礎科目、200 番台中級科目等)
- ・ カリキュラム改訂や科目新設際には、科目をホストする組織からの提案に基づき事務部署で空き番号を付与し、カリキュラム委員会での審議を経て、教授会で報告される。
- ・ 課題としては、科目の性質 (実技、実習等) が表現できないこと、付与された番号によって科目担当教員が講義内容を変えてしまうこと、等がある。

(3) 創価大学

① 日 時 2014 年 8 月 29 日 (金) 10 時～11 時

② 対応者 田中 亮平氏 (創価大学教務部長・ワールドランゲージセンター長)
松岡 正浩氏 (創価大学学生支援センター教務部副部長・教務課長)

③ 概要

- ・ 自己点検の結果として、上層部が科目ナンバリング制度導入を今後の課題として認識したこと、認証評価において科目ナンバリング制度の導入の有無の項目化を検討されることとなったことが、科目ナンバリング制度導入のきっかけとなった。
- ・ 事務局が原案を作成し、1 年間の準備期間で導入された「機械的な」制度。
- ・ 科目ナンバリングの体系は ICU の制度を参照している。
- ・ 履修案内には記載しているが、成績通知書に科目ナンバリングが反映されないため、学生への浸透度に課題がある。

3. 聴き取り調査の総括

- (1) 米国式の厳密の科目ナンバリングとするのではなく、100 の位の数字は科目の難易度を示し、先修条件を反映させないといった柔軟な制度の方が導入、運用が容易である。
- (2) 全学的な導入を検討する場合、大学全体の教学方針に位置づけた上で、事務局において原案を作成し、関係委員会、教授会等での意見を取り入れる方法が合意を得やすい。
- (3) 導入の本来的目的はカリキュラムの体系化や学生の学修の順次化、他大学との単位互換の容易化等にあるが、現実的には認証評価対応や補助金獲得といったことが挙げられる。
- (4) 科目ナンバリング制度を導入した後に、教職員や学生にどのように周知、活用するかが大きな課題となる。とくに、履修指導をどのように実施するのか、また成績原簿への記載をどうするのか、科目に付与された番号と難易度との相関をどのように検証するか、といったことが具体的かつ重要な問題として指摘されている。

IV ナンバリング制度に関する試案

1. ナンバリング制度策定の前提

(1) 社会文化学科専門科目を対象とする。

「学士課程」の考え方にたった場合、学位取得プログラムの構成要件全体を包括した科目ナンバリング制度の検討が必要であることは論を待たない。したがって、学科専門科目のみならず共通科目や、卒業要件外科目として位置づけられる資格科目等をも包含した制度を検討すべきである。

しかし、こうした制度導入を検討する全学的な体制が構築されていないのが現状である。そのため、全学的な議論の俎上にあげるモデルを構築することが有益であると考え、本申請課題では学科専門科目のみを対象として、科目ナンバリング制度のモデルを構築することとする。

ただし、学科専門科目のうち、資格科目と関連する科目等、学科カリキュラム・ポリシーとしての位置づけがなされていない一部の科目については、これを除外している。

(2) 学科カリキュラム・ポリシーと整合性を図る。

社会文化学科は、従来のカリキュラムを改正して、2014年度入学生からその運用を開始した（「カリキュラム 2014」と呼ぶ）。カリキュラム 2014 は、2011 年度に策定された学科カリキュラム・ポリシーに基づき、作成されたものである。また、学科カリキュラム・ポリシーは7つの科目区分を設定しているが、これらの科目区分は順次性、体系性を意識した意味づけがなされている。したがって、科目ナンバリング制度策定に際しては、この順次性、体系性が反映されるように注意した。

なお、「学士課程答申」での指摘や先行導入大学における聴き取り調査で出された意見でも明らかとなっており、科目ナンバリング制度（科目コード）において、個別科目に付される数字によって履修条件を意味づけるべきとの意見もあるが、今回の試案においてはその方針はとらず、個別科目の難易度を示すものと位置づけた。

(3) 学科カリキュラムにおける領域性の特徴を活かす。

カリキュラム 2014 における主な特徴の1つは、従来の2コース制を廃止して4領域制を導入した点にある。領域制導入のねらいは、学生が、自ら専攻する学問分野を明確に意識して、その分野に直接関係する科目を優先的に学ぶことを意識づけるとともに、隣接する学問分野に関連する科目の修得も可能にすることで、知識の幅を広げることにある。

したがって、何よりも大切なことは、自ら専攻する領域に関して開設されている科目が何かを明確に意識できるような科目ナンバリング制度を構築することである。そこで、試案においては、「発展科目」について10の位の数字を分けることで、領域ごとの区分を明確にする工夫を施した。

(4) 発展科目の段階制を意識する。

従来、文系学部・学科における「特講科目」については、担当教員の専門分野を基軸として展開される傾向にあり、科目間の関連性や順次性が不明確になりがちであった。この点は、「学士課程答申」においても指摘されたところでもあり、社会文化学科

の講義科目においても同様の傾向がみられた。

そこで、今回の科目ナンバリング制度の試案策定に際して、学科会議にいて付与する数字の適切性について議論した。この結果、学科所属教員が、旧来の特講科目が数多く配置されている「発展科目」の順次性を意識する契機となり、共通認識の醸成に大きく役立った。

2. 社会文化学科専門科目における科目ナンバリング試案（次頁）

科目区分		導入科目	基礎科目	選択科目						卒業科目	
カリキュラム・ポリシー		本学科で学ぶために必要な技能や思考、及び南島地域に関する基本的な知識を習得する	専門分野における学問体系及び調査・研究技能の基本を理解する	専門分野における科目（選択科目）						卒業論文 実習Ⅱ	
十の位の数		0	1	【社会・平和領域】	【民俗・人類学領域】	【考古・先史学領域】	【歴史学領域】	【集中講義科目】			
400番合 〔卒業科目〕				226 環境開発論 225 平和運動史 224 平和教育学 223 国際社会学 222 マスコミ論 221 ジェンダー論	338 琉球アジア文化論 337 南島民俗学Ⅳ 336 南島民俗学Ⅲ 335 南島民俗学Ⅱ 334 南島民俗学Ⅰ 333 アジア社会文化論Ⅲ 332 アジア社会文化論Ⅱ 331 アジア社会文化論Ⅰ	342 考古学特講Ⅱ 341 考古学特講Ⅰ	353 琉中文化交流 352 沖縄前近代史Ⅱ 351 沖縄前近代史Ⅰ	368 歴史学特講Ⅱ 367 歴史学特講Ⅰ 366 考古学特講Ⅱ 365 考古学特講Ⅰ 364 民俗・人類学特講Ⅱ 363 民俗・人類学特講Ⅰ 362 平和・社会学特講Ⅱ 361 平和・社会学特講Ⅰ	361:実習 360:実習Ⅰ		
				226 国際関係論 225 平和思想 224 沖縄平和学 223 社会学理論 222 都市社会学 221 南島社会学	233 文化人類学理論 232 南島民俗学Ⅱ 231 南島民俗学Ⅰ	244 南島先史Ⅱ 243 南島先史Ⅰ 242 南島考古Ⅱ 241 南島考古Ⅰ	254 沖縄前近代史Ⅱ 253 沖縄前近代史Ⅰ 252 日本史概論Ⅱ 251 日本史概論Ⅰ	276 アジア社会論 277 国際平和論 276 比較民俗学 275 アジア文化概論 274 アジア考古学 273 アジア史 272 外国語資料講義Ⅱ 271 外国語資料講義Ⅰ	291:琉球実習		
				216:社会統計学Ⅱ 215:社会統計学Ⅰ 214:古文書講義Ⅱ 213:古文書講義Ⅰ 212:社会調査法Ⅱ 211:社会調査法Ⅰ	116:社会学概論 115:平和学概論 114:民俗学概論 113:文化人類学概論 112:考古学概論 111:歴史学概論						
				104:沖縄社会入門 103:沖縄文化入門 102:琉球・沖縄史入門 101:フレッジ・マゼミナ							

必修科目

選択必修科目

選択科目



3. 課題

(1) 共通科目、資格科目の位置づけをどうするか。

今回作成した科目ナンバリングは、基本的に個別科目を特定する3桁の数字だけで構成されているが、今後、学位プログラムを区別するアルファベットを付与するといった工夫が必要となるだろう。この原則に基づき、共通科目や資格科目に対しても個別のアルファベットを付与することで、学士課程全体での位置づけが可能となると思われる。

(2) 全学的な導入に向けた基盤をどう整備するか。

科目ナンバリング制度を導入するためには、学位プログラムごとのカリキュラムの体系化が不可欠の前提となる。さらに、カリキュラムの体系化が学位プログラムごとのカリキュラム・ポリシーと関連することは言うまでもない。したがって、学科、資格過程、共通教育等を単位として、カリキュラム・ポリシーの実質化（再検討）と、それを前提としたカリキュラムの体系化を目指すカリキュラムの再検討が必要となる。

また、科目ナンバリング制度を有効に機能させるためには、教職員間の認識の共有に加えて、学生に対する周知が必要となる。そのため、教職員に対してはカリキュラム再検討時における徹底的な議論や従来のカリキュラム観を改めるためのFD・SD活動、学生に対しては『履修ガイド』や『シラバス』における記載内容の検討やオリエンテーション指導のあり方の見直し等に取り組む必要があるだろう。

以上

